

議案第16号

寒川町国民健康保険条例の一部改正について

寒川町国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月21日提出

寒川町長 木 村 俊 雄

提案理由

国民健康保険法施行令等の一部改正に伴い、所要の措置を講ずるため提案する。

## 寒川町条例第 号

### 寒川町国民健康保険条例の一部を改正する条例

寒川町国民健康保険条例(昭和34年寒川町条例第8号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「420,000円」を「500,000円」に改める。

第16条の6の12中「200,000円」を「220,000円」に改める。

第20条第1項第2号中「285,000円」を「290,000円」に改め、同項第3号中「520,000円」を「535,000円」に改め、同条第3項中「200,000円」を「220,000円」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(出産育児一時金に関する経過措置)

2 この条例による改正後の寒川町国民健康保険条例(以下「新条例」という。)第7条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の被保険者の出産に係る出産育児一時金の支給について適用し、同日前の被保険者の出産に係る出産育児一時金の支給については、なお従前の例による。

(保険料に関する経過措置)

3 新条例第16条の6の12並びに第20条第1項及び第3項の規定は、令和5年度以後の年度分の保険料について適用し、令和4年度分までの保険料については、なお従前の例による。

寒川町国民健康保険条例新旧対照表

現行	改正案
<p style="text-align: center;">～略～</p> <p style="text-align: center;">（出産育児一時金）</p> <p>第7条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対して出産育児一時金として、<u>420,000円</u>を支給する。</p> <p>2 （略）</p>	<p style="text-align: center;">～略～</p> <p style="text-align: center;">（出産育児一時金）</p> <p>第7条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対して出産育児一時金として、<u>500,000円</u>を支給する。</p> <p>2 （略）</p>
<p style="text-align: center;">～略～</p> <p style="text-align: center;">（後期高齢者支援金等賦課限度額）</p> <p>第16条の6の12 第16条の6の3又は第16条の6の7の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第16条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額と第16条の6の7の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第19条及び第20条第1項において同じ。）は、<u>200,000円</u>を超えることができない。</p>	<p style="text-align: center;">～略～</p> <p style="text-align: center;">（後期高齢者支援金等賦課限度額）</p> <p>第16条の6の12 第16条の6の3又は第16条の6の7の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第16条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額と第16条の6の7の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第19条及び第20条第1項において同じ。）は、<u>220,000円</u>を超えることができない。</p>
<p style="text-align: center;">～略～</p> <p style="text-align: center;">（低所得者の保険料の減額）</p> <p>第20条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条又は第16条の2の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が650,000円を超える場合には、650,000円）とする。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に<u>285,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務</p>	<p style="text-align: center;">～略～</p> <p style="text-align: center;">（低所得者の保険料の減額）</p> <p>第20条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条又は第16条の2の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が650,000円を超える場合には、650,000円）とする。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に<u>290,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務</p>

が発生した場合には、その発生した日とする。) 現在において当該世帯に属する被保険者の数及び特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ (略)

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に520,000円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。) 現在において当該世帯に属する被保険者の数及び特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ (略)

2 (略)

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課

が発生した場合には、その発生した日とする。) 現在において当該世帯に属する被保険者の数及び特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ (略)

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に535,000円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。) 現在において当該世帯に属する被保険者の数及び特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ (略)

2 (略)

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課

額」と、「第13条又は第16条の2」とあるのは「第16条の6の3又は第16の6の7」と、「650,000円」とあるのは「200,000円」と、第2項中「第16条」とあるのは「第16条の6の6」と読み替えるものとする。

4 (略)

～略～

額」と、「第13条又は第16条の2」とあるのは「第16条の6の3又は第16の6の7」と、「650,000円」とあるのは「220,000円」と、第2項中「第16条」とあるのは「第16条の6の6」と読み替えるものとする。

4 (略)

～略～

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(出産育児一時金に関する経過措置)

2 この条例による改正後の寒川町国民健康保険条例(以下「新条例」という。)第7条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の被保険者の出産に係る出産育児一時金の支給について適用し、同日前の被保険者の出産に係る出産育児一時金の支給については、なお従前の例による。

(保険料に関する経過措置)

3 新条例第16条の6の12並びに第20条第1項及び第3項の規定は、令和5年度以後の年度分の保険料について適用し、令和4年度分までの保険料については、なお従前の例による。